

# 株式会社アメックス協販等 株式及び債権の譲渡について

平成 18 年 11 月 10 日  
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、産業再生委員会の決定を経て、下記の対象事業者に対する株式及び債権の譲渡を行うこととしました。これにより、機構が対象事業者に対して持つ債権その他は一切なくなります。

## 1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社アメックス協販及び同グループ 12 社（別紙 1）

## 2. 経緯

対象事業者につきましては、平成 16 年 7 月 13 日に株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行い、同年 10 月 12 日に法第 25 条第 1 項に規定する買取決定を行いました。

事業再生計画に沿って平成 16 年 10 月から 12 月にかけて企業再編が行われ、佐々木製瓦、宇迦窯業、都濃窯業所、丸八窯業、ヨーケン、鶴本窯業、今崎窯業、及び石州瓦販売は合併手続きを経て株式会社アメックス協販に吸収されました。

その後、機構は、山陰中小企業再生支援投資事業有限責任組合（以下「山陰再生ファンド」という。）とともに事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、今般、対象事業者に対して保有する株式の山陰再生ファンドへの譲渡の決定に至ったものです。本決定を受けて、ただちに譲渡先との間で譲渡に関する契約を締結し、本年 12 月中に株式譲渡を実行する予定です。また、併せて債権についても、本年 12 月中に金融機関あて譲渡を行う予定です。

（注）株式譲渡先の概要は別紙 2 の通りです。

## 3. 出資額等

機構は、対象事業者に対して、149 百万円の現金出資により、議決権割合の 44.8% に当たる普通株式を取得していました。今般、当該株式の全てを山陰再生ファンドあてに譲渡を行うものです。

## 4. 債権額等

機構は、対象事業者に対する元本 2,154 百万円の債権を金融機関等から 745 百万円で購入しました。その後、事業再生計画に沿って 1,375 百万円の債権放棄を行い、残った債権 779 百万円について、事業収益等から 61 百万円の弁済を受けていましたが、今般、残存する 718 百万円について、金融機関あて譲渡を行うこととしました。

5. 主務大臣の意見  
なし

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル9階  
株式会社産業再生機構 企画調整室  
電話番号 03-6212-6437

## 株式会社アメックス協販及び同グループ12社

### 株式会社アメックス協販

- 石州瓦販売協業組合（平成 16 年 12 月アメックス協販と合併、解散）
- 株式会社今崎窯業（平成 16 年 12 月アメックス協販と合併、解散）
- 有限会社都濃窯業所（平成 16 年 12 月アメックス協販と合併、解散）
- 鶴本窯業有限会社（平成 16 年 12 月アメックス協販と合併、解散）
- 佐々木製瓦有限会社（平成 16 年 10 月都濃窯業所と合併、解散）
- 宇迦窯業株式会社（平成 16 年 10 月都濃窯業所と合併、解散）
- 丸八窯業株式会社（平成 16 年 10 月鶴本窯業と合併、解散）
- 株式会社ヨーケン（平成 16 年 10 月鶴本窯業と合併、解散）
- 協同組合カオリン（現 株式会社カオリン、平成 16 年 10 月株式会社に改組）
- 石州陶料株式会社（事業再編により平成 16 年 11 月株式売却済）
- 有限会社協販輸送センター（事業再編により平成 17 年 5 月株式売却済）
- 石州瓦技術開発協同組合（事業再編により平成 17 年 3 月解散決議済み）

株式譲渡先概要

山陰中小企業再生支援投資事業有限責任組合

住所 : 島根県松江市白潟本町 71 番地  
代表者 : ごうぎんキャピタル株式会社 (無限責任組合員)  
設立 : 平成 16 年 12 月  
ファンド総額 : 20 億円  
主な事業内容 : 事業再生に取り組む中小企業の資金調達の円滑化及び再生支援